

東 弁 往 来

第27回 秋田県法テラス・ひまわり公設事務所 現場視察交流会



会員 野原 郭利 (65期)

能代ひまわり基金法律事務所
白神ひまわり基金法律事務所
(秋田県能代市)

法テラス秋田
(秋田県秋田市)

1. はじめに

2013年3月1日公設事務所運営特別委員会の委員や地方赴任を目指す新人弁護士を中心とする総勢18名で、法テラス秋田法律事務所と、秋田県西北部能代山本地区に位置する能代ひまわり基金法律事務所・白神ひまわり基金法律事務所をそれぞれ訪問しました。

2. 法テラス秋田法律事務所

(1) 法テラス秋田法律事務所(以下、「法テラス秋田」という)は、秋田県秋田市内に設置され、藤原美佐子弁護士(62期、当会出身)、伊藤荘二郎弁護士(63期、当会出身)の合計2名のスタッフ弁護士が勤務しています。

秋田弁護士会の特徴として、一般弁護士の法テラス契約率が高く、受任せず審査回付する事件が余りないことが挙げられます。そのため、典型的な民事扶助事件についてスタッフ弁護士が対応するケースは少ないということでした。

(2) その一方で、裁判員裁判については、複数選任の際にスタッフ弁護士が2人目選任により必ず対

応する運用になっています。その際、一般弁護士の裁判員技術向上のことも考慮して、1人目選任の方の裁判員経験が浅い場合に、アドバイザー的な立ち位置で2人目選任に入ることもあるということです。

加えて、裁判員裁判対象外の刑事事件でも、事件の性質上、あるいは地理的・費用的理由からほとんど受け手がいないような事件は、スタッフ弁護士が対応することになります。

このように、法テラス秋田のスタッフ弁護士の方は、刑事事件における困難案件や大型事件に対応することを中心として、活躍されていることがわかりました。単位会からも、刑事の困難事件や裁



法テラス秋田での交流会

判員裁判に対応してくれる頼れる存在として、その活躍を歓迎されています。

- (3) また、地域連携活動にも熱心に取り組んでいて、湯沢市の社会福祉協議会との連携などを実践されています。

例えば、社会福祉協議会の通報の元、経済的虐待で餓死寸前に発見された高齢者について、権利擁護事業において財産管理を行うことになり、その際スタッフ弁護士が直接出向いてアドバイスをを行うなど困難な案件に積極的に対応されています。

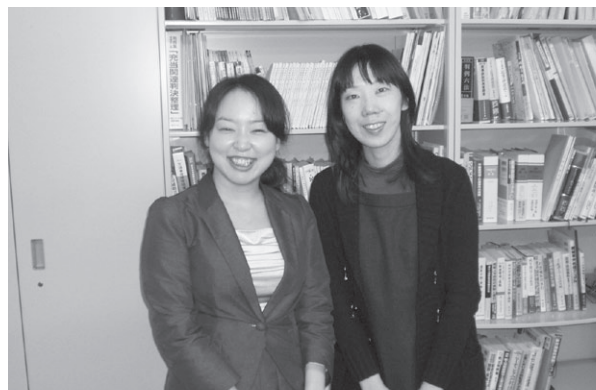
加えて、地域包括支援センターでの高齢者虐待に関する講演や、相談実演の寸劇を行うなど、地域に根ざした講演・法教育活動も行われています。

以上のように、法テラスの業務の中でも、いわゆる「事件過疎」の部分を一手に引き受けている法律事務所であることを実感しました。

- (4) 今後は、秋田県においては高齢化が進んでいるにもかかわらず、地域包括支援センターが少ないなどの問題があることから、弁護士のいない市町村の関係機関との連携を図り、弁護士を見たことがないという人たちの法的アクセス障害について、改善を図っていききたいとのことでした。

3. 能代ひまわり基金法律事務所・ 白神ひまわり基金法律事務所

- (1) 能代管内は、能代市と山本郡の3町からなり、管内人口約9万人ですが、それに対して弁護士は、登録者3名です。うち1名は、現在留学中のため本邦におらず、訪問時における実働は能代ひまわり基金法律事務所（以下、「能代ひまわり」という）の高城智子弁護士（61期、当会出身）と、白神ひまわり基金法律事務所（以下、「白神ひまわり」という）の小坂壘弁護士（60期、福岡県弁護士会出身）の2人という現状であるとのことでした。



能代ひまわり基金法律事務所にて。右が高城智子弁護士

- (2) 能代ひまわりの特徴としては、家事事件が多く、民事事件の中では、土地関係の事件が多いとのことでした。中には、小作料請求事件など、秋田県ならではの事件もあるそうです。また、刑事事件も多く、裁判員裁判も担当されています。

高城弁護士の話の中でも一番印象的だったのは、手持ち事件が当初は200件以上あったということでした。それが、白神ひまわりができたことなどもあり、現在は100件程度まで減少して、余裕が出てきたため（それでも十分多すぎるとは思いますが）、だんだんと地域連携等の工夫を行ったり、地方生活を楽しんだりする余裕が出てきたということです。

私からは、高城弁護士に対して、100件という数の事件をどのようにこなすのか、回していくのかという質問をしたところ、「やってみれば何とかなる」というお言葉をいただきました。新しい土地に飛び込み、司法過疎に取り組んでいこうというひまわりの先輩弁護士の気概と偉大さを実感させていただいた一言でした。

能代ひまわりは、現在4代続いています。今後これも継続していくために、どのように活動していくかが課題になっているそうです。

- (3) 白神ひまわりは、2012年3月1日より開業しました。

小坂弁護士の話によると、ここでは、白神ひまわりができるまでの間、やはり高城弁護士に負担が集中していたところがあったとのことですが、それが2人でうまく分け合えるようになったということです。

白神ひまわりは開所されたのが比較的最近であることもあり、小坂弁護士からは、最初は、本をそろえるのも大変だったことなど、その開所に当たってのご苦労についてのお話もいただきました。

白神ひまわりでも、新規開設にもかかわらず、下半期だけで40件程度の民事事件を受任し、十数件の刑事事件を担当されているということでした。能代ひまわりと同じく、能代管内での弁護士の仕事量の多さと、まだまだ埋もれている弁護士へのニーズが多いことを感じました。

小坂弁護士のお話の中で印象的だったのは、依頼者に我慢強い人が多いという話でした。小坂弁護士はもともと福岡の法律事務所で勤務されていたとのことですが、秋田の方は、こちらから積極的に話を聞き出していないと多くを語ってもらえず、悩みを一人で抱えてしまう方も少なくないというお話でした。各地の地域性を踏まえての司法過疎対策というものは、今後も重要なテーマになっていくのではないかと感じました。

4. まとめ

- (1) 今回の研修で一番印象に残ったことは、秋田における法テラス秋田とひまわり基金法律事務所（以下、「ひまわり公設」という）の性格が全く異なり、住み分けがなされていたことです。法テラス秋田においては、相談のみで終わってしまい、採算はとれないものの支援を必要としている案件など、困難ケースの民事事件を担当するとともに、刑事事件、とりわけ裁判員裁判の担い手となって

いました。その一方で、ひまわり公設では、何より圧倒的な事件数を抱えて、それに日々対応していくというものでした。

このように、司法過疎の中でも、量的な過疎と質的な過疎（事件過疎）の部分をそれぞれ担っていることについて、それぞれの苦労がうかがえるとともに、2種類の公設事務所がある大きな意義というものも実感しました。

- (2) このことに加えて、法テラス秋田・ひまわり公設のいずれにおいても、従来の過疎問題への取り組みを超えた、新しい道を模索されていることを感じました。

秋田県においては、自殺者や鬱病の方の数が多いとのことで、そのことへの配慮を、法テラス秋田の弁護士もひまわり公設の弁護士も考えていらっしゃいました。その上で、福祉機関との連携をはかるなど、地域に根ざした公設事務所の新しい道を開拓されようとしていることを実感しました。

- (3) 私は法テラスの新スキーム養成弁護士として、現在の事務所に所属していることから、来年にはスタッフ弁護士として地方に赴任することになります。

今回の研修で学んだことを胸に、日々研鑽を積み、先輩弁護士たちの築き上げてきた公設事務所の活動を受け継ぎ、さらに広げていくことができれば、と思いました。



能代ひまわり基金法律事務所にて